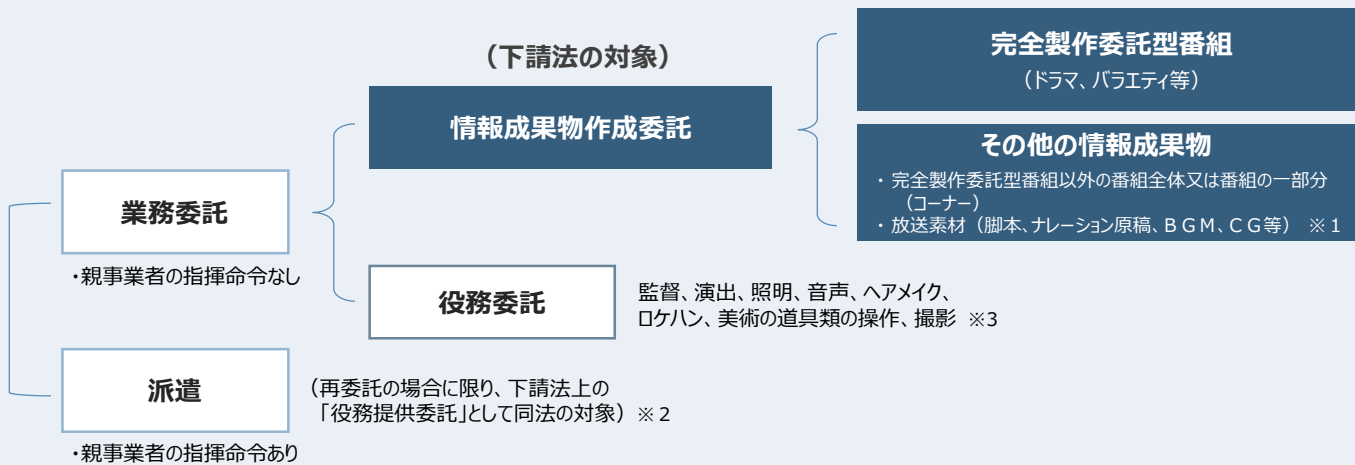


下請代金支払遅延等防止法（下請法）

以下の図のとおり、親事業者は、書面の交付義務等の**4つの義務**と、不当な給付内容の変更・やり直しの禁止等の**11の禁止行為**について、下請法の規制を受けることになります。放送コンテンツの取引は、下請法上の「情報成果物作成委託」に該当します。

適用範囲	<p>親事業者</p> <p>資本金5千万円超</p>	→	<p>下請事業者</p> <p>資本金5千万円以下 (個人含む)</p>
	<p>資本金1千万円超 5千万円以下</p>	→	<p>資本金1千万円以下 (個人含む)</p>
義務	①書面の交付義務、②書類の作成・保存義務、③支払期日を定める義務、④遅延利息の支払義務		
禁止行為	①受領拒否の禁止、②下請代金の支払遅延の禁止、③下請代金の減額の禁止、④返品禁止、⑤買ったたきの禁止、⑥購入・利用強制の禁止、⑦報復措置の禁止、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止、⑨割引困難な手形の交付の禁止、⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止、⑪不当な給付内容の変更・やり直しの禁止		

放送コンテンツの製作に関する契約形態



※1：「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（総務省）で定義している**「完全製作委託型番組」**を指す。「完全製作委託型番組」は製作会社の発意と責任により製作され、企画、撮影、収録、製作及び編集までを全て自社の責任で行い、技術的な仕様を満たしていつでも放送できる状態の番組として放送事業者に納品されたものをいう。

※2：親事業者が自ら用いる役務の場合、下請法は適用されない。

※3：VTR等「情報成果物」の納入を求める場合には、情報成果物作成委託に該当。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独禁法）

発注者が受注者に対して優越的な地位にある場合に、当該発注者の受注者に対する、正常な商慣習に照らして不当に、不利益を与える行為（買いたたき等）が禁止されています。

優越的地位に該当するかは、「取引依存度」や「委託者の市場における地位」、「取引先変更の可能性」等から総合的に判断されますが、**ほとんどの製作取引において、放送事業者は番組製作会社に対し、取引上優位にある可能性が高い**といえます。また、番組製作会社間の取引においても、発注者が取引上優位にある可能性もあります。こうした優越的地位の濫用に該当するおそれがある行為類型は、以下のようなものが挙げられます。

行為類型

①購入・利用強制、②不当な経済上の利益の提供の要請、③受領拒否、④返品、⑤支払遅延、⑥減額、⑦その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等

下請中小企業振興法（下請振興法）

下請中小企業の振興を図るため、下請振興法は、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準として「**振興基準**」を定めています。「振興基準」では、以下に掲げる行為を始め、客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く、又は下請事業者の働き方改革を阻害し、又は不利益となるような取引・要請を行わないこととされています。

また、振興基準に定める具体的な事項について、主務大臣(下請事業者、親事業者の事業を所管する大臣)は、必要に応じて下請事業者及び親事業者に対して指導、助言を行います。

親事業者による不適切な行為

- 目標価格又は価格帯のみを提示して、それと辻褃の合う内容の見積り又は提案を要請すること。
- もともと転注するつもりがないにもかかわらず、競合する他の事業者への転注を示唆して殊更に危機感を与えることにより、事実上、協議をすることなく、親事業者が意図する取引対価を下請事業者に押し付けること。
- 具体的な根拠を明確化せず、又は目標数値のみを提示して、原価低減要請を行うこと。
- 口頭で削減幅等を示唆した上で、下請事業者から見積書の提出を求めること等、書面等の記録を残さずに原価低減要請を行うこと。
- 適正なコスト負担を伴わない短納期発注又は急な仕様変更
- 親事業者自らの人手不足又は長時間労働の削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員の派遣要請又は付帯作業の要請

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）

NEW!

放送事業者や番組製作会社と取引を行うフリーランスの事業者が存在することから、令和6年11月1日に施行されるフリーランス・事業者間取引適正化等法及び同法に関連する政省令、各種ガイドラインについても、参照することが必要です。フリーランス・事業者間取引適正化等法と独占禁止法、下請法のいずれにも違反する場合には、それぞれ、原則としてフリーランス・事業者間取引適正化等法が優先適用されます。

著作権法

著作権法上、製作された番組に対する「発意」と「責任」を有する者に著作権が帰属します。番組の製作に発意と責任を有する者とは、番組を製作する意思を有し、同番組の製作に関する法律上の権利・義務が帰属する主体であって、そのことの反映として同番組の製作に関する経済的な収入・支出の主体ともなる者と解されています。

著作権の帰属等に関する整理表

業務委託の種類	ガイドライン上の契約形態(発注内容)	契約形態の種別		著作権法上の「発意と責任」の所在	原始的な著作権の帰属	二次利用の収益の分配	
情報成果物作成委託	完全製作委託型番組	①	完全製作委託型番組(番組全体)(民放)	製作会社	製作会社(※1)	あり(※2)	
		②	局製作番組の一部分(民放)	製作会社	製作会社(※1)	あり(※2)	
	その他の情報成果物	完全製作委託型番組以外の番組	③	外部制作委託(NHK)	NHKと製作会社	NHKと製作会社	あり
			④	局製作番組(民放)	放送局	放送局	なし
			⑤	局製作番組(民放)	放送局と製作会社	放送局と製作会社	あり(※2)
		⑥	局製作番組の一部分(民放)	放送局	放送局	なし	
		放送素材(脚本、ナレーション原稿、BGM、CG等)	⑦	局製作番組(民放)、外部一部委託に含まれる情報成果物作成委託部分(NHK)のうち著作物	著作者が製作会社	製作会社等(※1)	なし(脚本等の場合の許諾の場合あり得る) 外部一部委託(NHK)は契約に基づく特別報酬の支払あり
			⑧	局製作番組(民放)、外部一部委託に含まれる情報成果物作成委託部分(NHK)のうち非著作物	—(著作権法の対象外)	—(著作権法の対象外)	なし
役務委託	監督/演出、照明、音声等の委託	⑨	局製作番組(民放)演出委託(NHK)外部一部委託に含まれる役務委託部分(NHK)	—(著作権法の対象外)	—(著作権法の対象外)	なし 外部一部委託(NHK)は契約に基づく特別報酬の支払あり	

NEW!

⑤の類型を追加しました

(放送局と製作会社が著作権を共有する場合)

(※1) 製作会社が局に著作権を譲渡する場合(著作権を部分的に譲渡する場合を含む。)には、局は十分協議を行った上で適正な著作権譲渡の対価を決定する必要があります。

(※2) 契約上の著作権の帰属、製作過程の役割分担及び二次利用の権利処理における貢献などを踏まえて協議によって決定される。

発注者と受注者のどちらに著作権が帰属するのか、認識の相違が生じないようにするためには、**発注段階において、発注者は受注者に対し、「業務委託の種類(情報成果物作成委託/役務委託)」、「契約の種別」のどれに該当する取引の発注かを外形的に明確にして、十分に協議することが必要**です。

また、取引条件について認識の相違がないよう、事前の協議から放送に至るまでに十分な期間を確保することや局と製作会社が定期的に意見交換する場を設けるなどの取り組みを進めることが望ましいです。

第1章 書面の交付

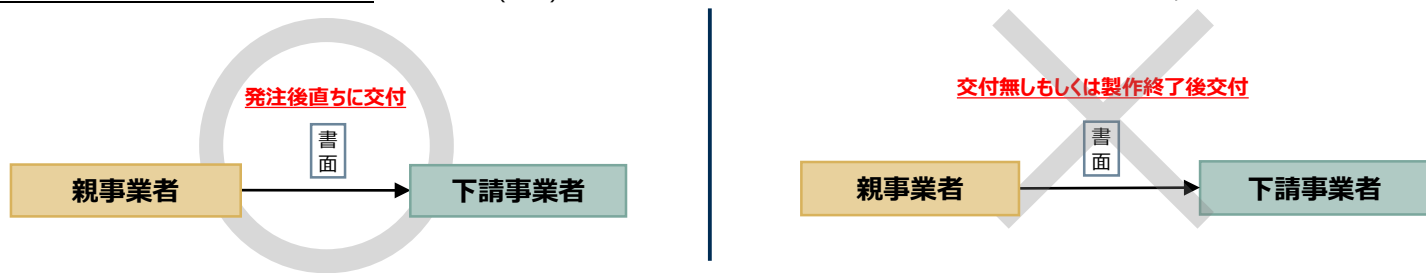
主なポイント

■ 書面の交付は義務

下請法では、情報成果物作成委託の取引を行う場合に、委託内容に関する**発注書面の交付義務**が定められています。その書面には支払代金の額や支払期日などの事項が記載されている必要があります。

■ 書面は直ちに交付

書面は、**発注に際して直ちに交付する義務**があります(※1)。紙による交付のほか、電子メール等による電磁的記録提供の方法も可能です(※2)。



(※1) 書面の必要記載事項のうち、その内容が定められないことにつき正当な理由がある場合は、当該事項以外の事項を記載した書面(当初書面)を交付することが認められます(ただし、記載しなかった事項については、内容が定められない理由及び内容を定める予定期日を当初書面に記載する必要あり)。当初書面に記載していない事項については、下請事業者と十分に協議をした上で速やかに定めなくてはならず、その内容が確定した後は、直ちに、当該事項を記載した書面(補充書面)を交付しなければなりません。また、当初書面と補充書面とで同じ注文番号を用いる等、相互の関連性を明らかにする必要があります。

なお、製作会社又は局から要請があった場合、金額が大きい場合、個人情報扱う場合、海外での業務など安全管理上の懸念がある場合においては、下請法の対象以外の取引についても、適切な書類を交付すること又は契約書・覚書等を締結することを推奨します。

(※2) ただし、**電磁的記録の場合には、下請事業者からの事前の承諾が必要**となり、事前の承諾については、書面又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。

改訂ポイント

NEW!

■ フリーランスとの取引の場合

フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合には、下請法同様に、業務委託の内容に関する事項を、書面又は電磁的方法により明示しなければならないこと(「3条通知」という。)が規定されています。契約書の交付が義務づけられているわけではありませんが、取引内容の明確化等から望ましいと考えられます。また、契約書を3条通知とすることも認められます。

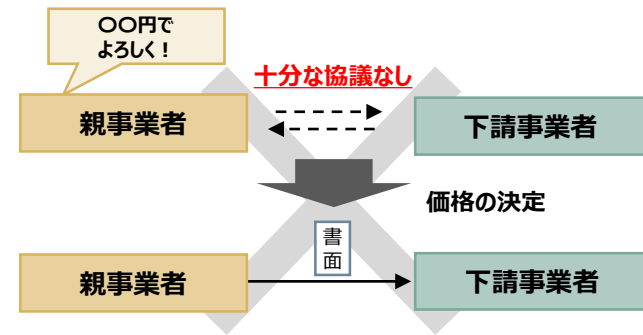
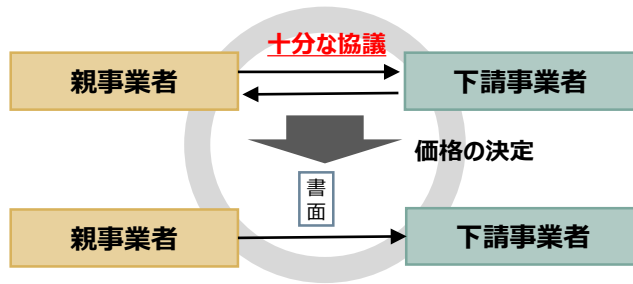
なお、電磁的方法により明示を行うときでも、特定受託事業者(業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないもの)から事前の承諾を得る必要はありません。電磁的方法としては、電子メールだけでなく、SNSのメッセージ機能等のうち送信者が受信者を特定して送信することのできるものを用いる方法なども認められます。

第2章 取引価格の決定

主なポイント

■ 一律の発注費用削減は「買ったたき」に該当するおそれ

下請法では、親事業者が発注に際して下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対して通常支払われるべき対価に比べて**著しく低い額を不当に定めることは「買ったたき」として禁止**されています。例えば、取引価格の決定において、十分な協議が行われず、過去の製作費と比べて明らかに下回っている場合や、一律に一定比率の削減などは、下請法上の「買ったたき」に該当するおそれがあります。



改訂ポイント

NEW!

■ 取引価格について定期的に協議を行う

取引価格の決定に当たっては、取引の一方当事者が協議を尽くしたと認識するだけでは不十分であり、親事業者及び下請事業者は、**少なくとも年に1回以上の定期的な協議を行うこと**が求められます。継続的な発注についても下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるのが重要です。また、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合に、下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じる必要があります。

■ 価格交渉・価格転嫁の促進

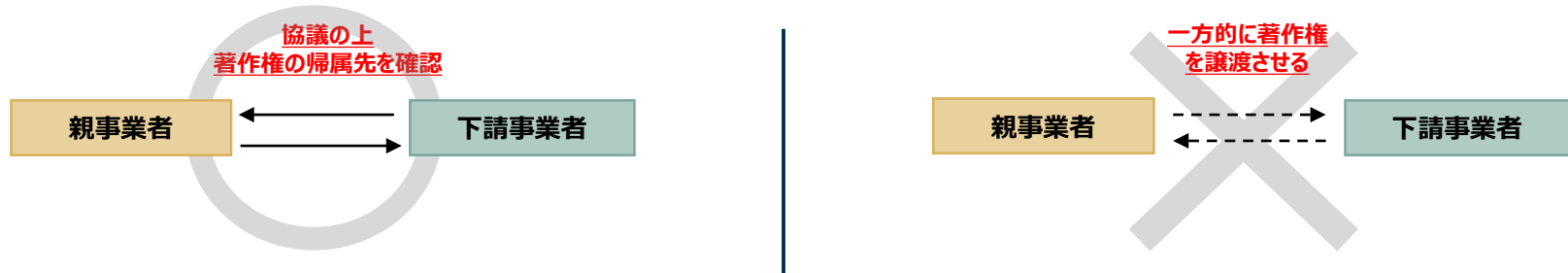
契約金額の決定について、局側の一方的な要請や、発注当時にあいまいな形で行うのではなく、業務内容に応じた適正な価格となるように留意する必要があります。人手不足や最低賃金の引上げに伴う**労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇など、外的要因により受注事業者のコストの上昇があった場合には、当該コスト上昇分が反映されるよう、発注事業者及び受注事業者が十分に協議した上で取引対価を決定する必要があります**。

第3章 著作権の帰属

主なポイント

■ 十分な協議のない著作権の譲渡は独占禁止法・下請法違反になるおそれ

著作権の帰属は、製作実態も踏まえて判断することが重要です。発注者の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に当該成果物に係る著作権を発注者に譲渡させる場合は、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、著作権の譲渡の対価について十分な協議を行わず、発注者が一方的に通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定める場合は、下請法上の「買ったたき」に該当します。



改訂ポイント

NEW!

■ 著作権の帰属等に関する整理表の活用方法

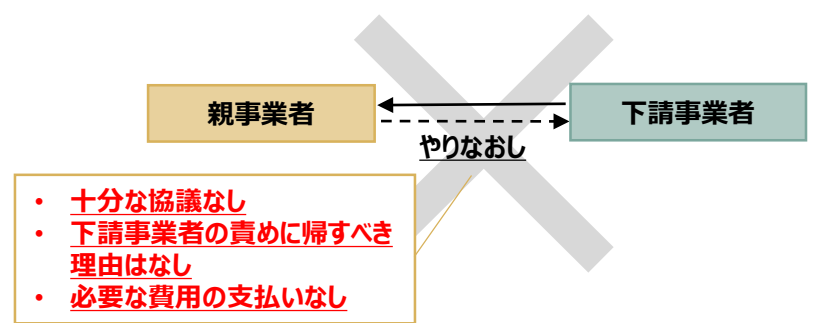
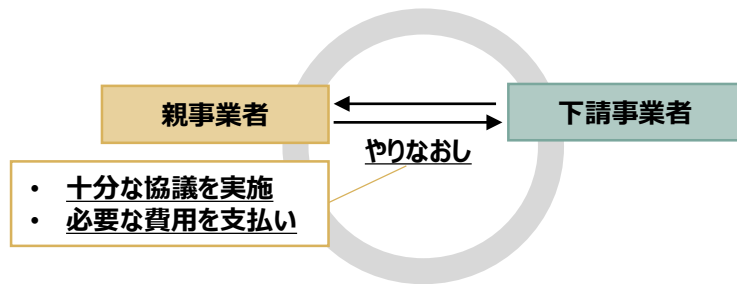
- 発注者から受注者に対して類型や取引の種別について外形的に明確に伝えたとしても、当該種別に該当するか否かは実際の取引内容や製作実態に即した十分な情報に基づく個別具体的な判断が必要となることに留意すべきです。
- 必ずしも全ての製作取引が本表の①～⑨の類型に直ちに当てはまるわけではありません。整理表を参考にしつつ、まずは事前の協議において契約形態や取引条件等について、認識を一致させるため**発注者と受注者の間で十分な協議を行うことが必要**です。
- 例えば、放送局が局製作番組の製作に当たって、著作権が自社に帰属する前提で、製作会社に対し企画を募集した場合であっても、発注者と受注者の間で、番組の製作における役割分担等を十分に協議し、その結果として著作権が製作会社に帰属すると認められ、著作権の譲渡が行われるときには、それを反映した契約を締結することが必要になります。
- また、放送番組の製作には様々な形態があり、局と製作会社の関与の態様も異なるため、著作権がどちらに帰属するかに関わらず、**窓口業務の取扱いや二次利用収益の配分についても、十分な協議が行われることが必要**です。この協議の結果として、製作過程における製作会社の寄与の度合いに応じて二次利用の収益配分等を行うことなども考えられます。

第4章 取引内容の変更・やり直し

主なポイント

■ 受領後の追加業務は下請法・独占禁止法違反になるおそれ

下請法では、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の取引内容の**変更・やり直しにより、下請事業者の利益を不当に害してはならない**とされています。親事業者側の事情により、受領後に追加的な業務が発生した際に、必要となる費用を親事業者が負担していない場合は、下請法あるいは独占禁止法上問題となるおそれがあります。



第5章 就業環境の整備

NEW!

主なポイント

■ 親事業者は、追加コストの負担をしないまま、下請事業者に長時間労働をさせてはいけない

親事業者は下請事業者に対して、**適正な対価のないままに短い納期の設定を行ったり、発注内容の頻繁な変更を行わないことを徹底**するとともに、下請事業者への発注時期、方法及び内容と、それに伴う製作期間や製作費が適正であるか否かについて、親事業者と下請事業者が十分に協議したうえで契約を取り交わすことが必要です。そのためにも、可能な限り企画段階から余裕のある製作スケジュールを確保するように心がけ、発注時期を早められるよう、業界の慣行を変えていくことも重要です。

■ 製作現場では放送に関わる全ての人々の人権を尊重し、ハラスメントを許さない

放送コンテンツの製作現場においては、親事業者と下請事業者との間の取引のみならず、多様な取引形態に起因して様々な形でのハラスメントが問題となっています。親事業者と下請事業者それぞれが**相談を受けられる体制を構築するとともに、誰がハラスメントの防止について責任をもっているのかを予め決定しておく**ことや、製作に入る前に**研修会・講習会などを実施**して、ハラスメントに対する共通認識を持つことが必要です。

望ましいと考えられる事例

長時間労働対策

- ① 番組のジャンルにもよるので一概には言えないが、ドラマの撮影においては、1週間のうち連続して撮影する日の上限を設定し、休日は2日続けて設定するように指導している。
- ② 会議のリモート化が進んでおり、発注者（放送局）との会議は夜間に行わないよう配慮し、会議時間も2時間以内と決まっている。パソコンのログもシステムで収集・管理されている。
- ③ 新たに委託担当となった者、委託担当経験の長い者も含めて毎年研修を実施しており、深夜のメールや電話は控えるなど「つながらない権利」を強調して伝えている。
- ④ 制作スケジュールの都合で全員が休日が取れない場合は、スタッフをスポット的に補充するなどして、交代で休ませるようにしている。

ハラスメント対策

- ① 放送局のハラスメント相談窓口は、外部委託先のスタッフも利用できることとなり、外部の弁護士法人に相談対応を委託している。相談窓口の連絡先は、入館登録する際の説明会で説明しており、IDの裏面にも記載している。
- ② 新しいドラマがクランクインする顔合わせの度に、スタッフ・キャストが参加する「リスペクトトレーニング」を実施している。（リスペクトトレーニングとは、「相手に敬意を払っているか」という観点でディスカッションをするトレーニング手法。）
- ③ 年に一度、コンテンツ製作に関わる外部のディレクターやプロデューサーを対象にした勉強会を開催し、コンテンツ製作におけるリスクや注意点などについて説明を行っている。
- ④ ドラマの内容によっては、撮影現場においてインティマシー・コーディネーター（性的なシーンで制作側の意図を的確に俳優に伝え、演じる俳優を身体的、精神的にサポートする職種）を起用する場合もある。
- ⑤ アシスタント・ディレクター（AD）を対象に「3か月先にやりたいことはあるか」「ADの仕事にふさわしくないことをやらされたか」などの質問項目で、無記名形式のアンケートを行って実態把握を行っている。

その他

主なポイント

A) 支払期日はVTR等を受領した日から起算して60日以内：

下請法では、「下請代金の支払遅延」として、親事業者が、VTR等を受領した日から起算して**60日以内**に下請代金を全額支払わないことは禁止されています。

フリーランスとの取引が、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合は、物品等を受領した日から起算して**60日以内**において、かつ、できるだけ短い期間内において報酬の支払期日を定めて、同日までに報酬を支払うことが義務とされています。

B) 取引先の都合を理由とした減額：

下請法では、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減ずることを禁じています。親事業者が出演者の選定を行った際に出演料が高額となったことを理由に、**下請事業者への発注金額が当初の交付書面より減額された場合**は下請法上問題となります。

フリーランスとの取引においては、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる場合、受託者の責めに帰すべき事由がないのに**報酬を減額することは禁止されています**。

C) アニメの製作における局印税：

放送局が、一方的に二次利用の収益配分（例：「**局印税**」の**長すぎる設定期間や広すぎる設定権利範囲、高すぎる料率等**）や二次利用許諾の窓口等の取引条件を押し付けることは、独占禁止法上問題となるおそれがあるため、事前に製作委員会の構成員において十分な協議が行われることが必要です。

D) 下請事業者の振興のための取組： **NEW!**

発注者は、就業環境の問題を下請である受注者の問題とせず、**サプライチェーン全体の中での人権侵害や働き方についても十分配慮するべき**であり、発注者・受注者の間でそれぞれの現状と課題について情報共有を行った上で、業界全体で持続可能な人材育成・人材確保について考えていくことが重要です。また、人権侵害や働き方への配慮は、国内での製作現場のみならず、海外で製作する場合にも同様に必要である。以上を踏まえて、サプライチェーン全体の付加価値向上と発注者・受注者の間の共存共栄を目指すため、とりわけ発注者においては、下請企業との望ましい取引慣行（取引適正化の重点5課題）を宣言する「**パートナーシップ構築宣言**」を行うことが**推奨**されている。

■ 本ガイドラインに関するお問い合わせ先 ■

総務省 情報流通行政局 情報通信作品振興課 コンテンツ適正製作取引推進室

メールアドレス：torihiki_tf_atmark_ml.soumu.go.jp

※送信の際は「_atmark_」を「@」に変更下さい。